

ファーウェイ法人延長保証パック 保証約款

ファーウェイ法人延長保証パック（以下「本保証」という。）は、華為技術日本株式会社（以下「当社」という。）が、加入いただいた対象製品（以下「本製品」という。）について、本規定に定める各条項に基づき修理サービス（以下「修理」という。）を本保証の加入者（以下「加入者」という。）に提供する保証制度です。本保証の購入に基づき、当社が提供する申込書に必要事項を記入し、ファーウェイ・ジャパン 法人パソコン保守窓口まで電子メールまたは書面にて送付いただき、当社にて登録完了したのち保証パック登録完了書を加入者に発送した時点で加入手続きが完了します。本保証に加入申込みをいただいた時点で、加入者は本規定に同意したものとさせていただきます。

また、当社は、やむを得ない事由がある場合、Webに掲載の上で本規定について予告なしに変更することがあり、その場合には本保証は変更後の本規定に従い提供されるものとし、加入者は予めこれを承諾するものとします。

◆ 第 1 条（加入条件について）

本保証の加入条件および加入対象製品は、次のとおりとします。

- (1) 移動体通信事業者で販売されている当社製品を除く、当社が予め定めた法人向け製品の本体のみとし、新品のものとし（展示品、中古品などは加入することは出来ません。）。
- (2) 前号に定める製品同梱の本体・付属品以外の、対象製品購入時に別売りとされる部品 装置、周辺装置、メモリ、ソフトウェア、データなどについては本保証の対象外となります。
- (3) 国内での使用に限ります。レンタルでの使用や国外での使用時における故障は本保証の対象外となります。
- (4) 当社が指定する日本仕様製品のみを本保証の対象とします。
- (5) 本保証の購入は、加入対象製品の購入時または、製品の納入から 1 週間以内に限定されるものとします。

◆ 第 2 条（本保証内容について）

1. 本保証の保証範囲は、本保証の保証パック登録完了書に記載された本製品につき、第 3 条に定義する保証期間内に発生した、次に掲げる「自然故障」を対象とします。

- (1) 本製品の当社製品保証書および取扱説明書、クイックサービスガイド、ユーザーガイドに記載されている使用上の注意などに従い正しく使用した場合に生じた故障や不具合（以下「自然故障」という。）。
2. 本製品に前項の各号に定める故障等のいずれかが生じた場合、本保証の種類に応じて第 4 条または第 5 条に定める修理を提供するものとします。
3. 本保証期間内の「自然故障」修理は回数に制限を設けないものとします。
4. 当社の了解を得ることなく当社以外に直接修理を依頼された場合、本保証の対象外となります。

◆ 第 3 条（保証期間について）

1. 本保証が効力を有する本保証期間は、販売店等から加入者への製品納品日に開始され、本保証が指定する期間が経過した日（応当日を含む）に終了します。
2. 製品のキitting作業期間を考慮し、製品納品日より 1 ヶ月以内で開始日を当社が別途定めることがあります。
3. 本製品について、当社または販売店等から何らかの理由により交換品が提供された場合であっても、保証終了日は変更されないものとします。

◆ 第 4 条（センドバック修理の依頼について）

1. 加入者は、ファーウェイ・ジャパン 法人パソコン保守窓口まで修理申込をしたうえで、故障機を指定運送会社にて引き取り、当社修理拠点で修理したのち、加入者に修理完了品を送付するものとします。
2. 当社手配の運送会社による本製品の往復の送料は、本保証に含まれます。

◆ 第 5 条（オンサイト修理の依頼について）

1. 加入者は、ファーウェイ・ジャパン 法人パソコン保守窓口まで修理申込後、決定された訪問日に当社より修理スタッフが指定先に訪問し、故障機を修理いたします。
2. 製品仕様または修理用部材の都合により、故障機を当社に持ち帰り、修理したのち加入者に修理完了品を訪問して納品、または指定先に送付するものとします。
3. 当社修理スタッフによる訪問にかかる経費、および当社手配の運送会社による本製品の往復の送料は、本保証に含まれます。

◆ 第 6 条（データについて）

加入者は、対象機器の交換にあたって故障した本製品に格納または、記載された一切のデータ（電子メールデータ、画像データ、音源データ、アプリケーションデータその他一切のデータを含む。ただし、初期状態で本製品にインストールされているアプリケーションやそれに付随して保存されているデータは除く。）を全て消去したうえで引き渡すものとします。なお当社は、受領した本製品にこれらのデータが格納または、記載されていた場合であっても、故障機からのデータ抽出や復元およびデータの返却は行わず、それらに対する一切の責任を負わないものとします。

◆ 第 7 条（故障部品について）

1. 修理等の実施にあたり本製品から取り出した故障部品の所有権は、当該部品を本製品から取り外した時点で受託者に移転するものとします。
2. 当社は、前項に定める故障部品につき、所有権を取得した後は、これらを修理し、又は部品採取などの目的に使用することができるものとします。但し、これらを廃棄する場合には、個人情報を含む一切のデータの残存が無いことを確認した上で、廃棄物処理法その他関係法令の定めに従い適切な方法で処理するものとします。

◆ 第 8 条（保証対象外となる事由について）

次の事項に該当する場合は、本保証期間内であっても本保証の対象外となります。

- (1) 加入者の故意または重過失によらない偶発的な破損、落下、水濡れに起因して本製品の機能が正常に機能しなくなった場合
- (2) 保証パック登録完了書の提示がない場合、または本保証への加入が確認できない場合
- (3) 保証パック登録完了書に所定事項の記載がない場合、記載された字句が書き替えられもしくは書き加えられている場合
- (4) 本製品の当社の指定する消耗品（バッテリー、電池類など）の交換にかかる費用、および消耗品もしくはその交換に起因する故障もしくは損傷
- (5) 本製品の経年劣化および使用損耗により生じる現象など、本製品の通常使用に支障の無い範囲に相当する場合（外装品、塗装面、メッキ面、自然退色、劣化、腐食、錆、カビ、変質、変色、その他類似の事由）
- (6) 本製品の液晶画面の焼け、ドット欠落、経年劣化に伴う輝度低下、その他類似の事由
- (7) 本製品の本体以外の付属部品（充電器、イヤホン、スタンド、USB ケーブル、充電クレードル、ペン、キーボード、拡張ドック、ケース、カバー、などを含む）、ソフトウェア（OS、BIOS などを含む）、周辺機器、増設機器、アクセサリなど、本体以外のものに生じた故障または損傷およびこれらに起因する故障または

損傷

- (8) 本製品が展示品または中古品など購入前にすでに使用されていた場合、および当該使用に起因する故障または損傷
- (9) レンタルでの使用や国外での使用に起因する故障または損傷
- (10) 本製品に貼られたシールや表面加工類の保護や返却
- (11) 本製品の当社が定める想定された範囲を超える使用（車両や船舶への搭載、耐水性ガイドライン、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む）に起因する故障または損傷
- (12) 本製品の仕様または構造上の欠陥 および当該欠陥によって生じた故障または損傷
- (13) 本製品について当社がリコール宣言を行った後のリコール対象となった部位の修理、およびリコール対象となった部位に起因する故障または損傷
- (14) 当社が許可をしていない（製品保証の対象外としている）加工、改造、修理または部品の使用、およびそれらに起因する故障または損傷
- (15) 加入者・第三者を問わず、故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する故障または損傷
- (16) 電池の液漏れ、カビ、変質、変色、傷、埃、虫、その他類似の事由に起因する故障または損傷
- (17) 地震、津波、台風、洪水、土砂崩れ、噴火、地盤変動、地盤沈下、落雷、風災、雹災（ひょうさい）、雪災、砂、泥、水害などの天災に起因する故障または損傷
- (18) 火災、破裂、爆発ガス害、塩害、公害、異常電圧に起因する故障または損傷
- (19) 外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊など外来の事由に起因する故障または損傷。
- (20) 盗難、紛失、置き忘れ、その他類似の事由により生じた故障 損傷または損害、および加入者が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合
- (21) 本製品の修理依頼を受け点検、診断を実施した結果、故障などの存在を確認できなかった場合、または本保証の対象外であることが判明した場合、当該点検および診断にかかる一切の費用（修理技術費用、部品代金、送料、修理見積費用など）
- (22) 本製品の修理の依頼が、本保証期間の経過後になされた場合
- (23) 日本国外で生じた故障または損傷
- (24) 戦争、内乱、暴動、紛争、外国の武力行使その他これらに類似する事変により生じた故障または損傷
- (25) 国または公共団体による差し押さえ、収用、没収、破壊等の公権力の行使によって生じた故障または損傷
- (26) 核燃料物買（使用済核燃料を含む）、放射性物質またはそれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性、その他の有害な特性に起因する故障または損傷

◆ 第9条（加入者が負担する費用について）

次の費用は、本保証には含まれておらず加入者の負担となります。

当社にて本製品を検証した際に、次の事由が判明し、その中で発生した修理技術費用、修理見積費用、運送費用、部品代その他の諸費用

- (a) 本製品にて加入者が申告した故障が再現されない場合
- (b) 本保証の対象とならない故障または損傷であることが判明した場合
- (c) 加入者の都合により修理を実施しない場合、または修理の依頼をキャンセルした場合

◆第10条（変更の届出、報告義務について）

本保証期間内において次の事由が生じた場合には、速やかにファーウェイ法人保証サポートセンターまでご連絡ください。ご連絡いただけない場合には、本保証が適用されない場合があります。

- (1) 本保証の申込み後に、登録した加入者情報（法人名、電話番号）に変更があった場合

(2) 本製品に対して当社または販売店より交換品が提供され、製品情報および製造番号に変更があった場合

◆第 11 条（資格の喪失について）

次の場合、加入者は本保証を受ける資格を喪失するものとします。

- (1) 加入者の故意もしくは重過失によると判断される不正な行為、または当社に著しい迷惑や損害を与える行為があった場合
- (2) 加入者が暴力団等の反社会的組織に所属または参加する者、その他これに類似する者であった場合

◆第 12 条（保証サービスの終了について）

1. 次の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。

- (1) 本保証の本保証期間が過ぎた場合
 - (2) 本規定に基づく本保証を受ける資格を喪失した場合
 - (3) 盗難、紛失等により本製品を遺失した場合
2. 本保証が理由の如何を問わず本保証期間の満了前に終了した場合であっても、保証料の返金はありません。

◆第 13 条（個人情報の取扱いについて）

1. 当社が取得した個人情報は、本保証の申込みに係る引受、履行および管理、修理発生時の回収および修理の実施、ならびに適正な本保証の提供の為に必要な範囲内においてのみ利用します。また、必要な範囲内において、委託先に提供する場合があります。法令に定められている場合や本人または公衆の生命健康財産を脅かす可能性がある場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

2. 当社が保有する個人情報について、本人による開示等の請求をすることができます。詳細およびその他個人情報の取扱い等については、当社ホームページの「Huawei 個人情報保護方針」を確認ください。

<http://consumer.huawei.com/jp/privacy-policy/index.htm>

◆第 14 条（間接損害）

本製品の故障または損傷等に起因して生じる次に掲げる損害については、本保証の対象とはならないものとします。

- (1) 身体への損害（障害に起因する死亡および怪我を含む）
- (2) 他の財物（ソフトウェアを含む）への故障または損傷等の損害
- (3) 本製品、その他の財物が使用できなかったことにより生じた損害

◆第 15 条（その他注意事項）

1. 本製品の故障または損害の認定等について、当社および加入者の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができるものとします。
2. 当社は本保証について理由の如何を問わず保証料の返金はありません。
3. 本保証は日本国内においてのみ有効となります。

(2017 年 9 月 1 日制定)

【ファーウェイ・ジャパン 法人パソコン保守窓口】

0120-918-465

9:00 ～ 17:00（土日祝日および年末年始を除く平日）

【製造事業者】

華為技術日本株式会社

【保証運営会社】

ウチダエスコ株式会社